

物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請要領

福 島 県

福島県が行う物品の買入れ及び修繕に係る競争入札の参加資格を取得したい者は、下記により申請すること。

記

1 定例申請受付・随時申請受付の別

- (1) 定例申請受付…次期有効期間（下記 3 の(1)の期間）に登録する更新の申請又は新規の申請を定期の期間に受け付けるもの。
- (2) 随時申請受付…申請日の属する有効期間（下記 3 の(2)の期間）に登録する新規の申請を随時に受け付けるもの。

2 申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

ア 定例申請受付

令和 8・9・10 年度の参加資格申請について、令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの間、受け付ける。（土、日曜日及び祝日を除く。）

イ 随時申請受付

(ア) 令和 6・7 年度の参加資格申請 令和 8 年 2 月 28 日までの間、受け付ける。

（土、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

(イ) 令和 8・9・10 年度の参加資格申請 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの間、受け付ける。

（土、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

ただし、令和 10 年度中に入札等に参加希望の案件があり、参加資格申請を必要とするやむを得ない理由がある場合は、令和 11 年 2 月 28 日まで受け付ける。

(2) 受付時間

午前 9 時 30 分から 11 時 30 分、午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで

3 資格の有効期間

(1) 定例申請受付で資格を認定された者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(2) 随時申請受付で資格を認定された者

ア 令和 6・7 年度の参加資格 認定日から令和 8 年 3 月 31 日まで

イ 令和 8・9・10 年度の参加資格 認定日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 申請書の提出場所

提 出 先	所 在 地	電 話 番 号
福島県出納局入札用度課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16	(024)521-7413(直通)
福島県県中地方振興局出納室	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1	(024)935-1478(直通)
福島県県南地方振興局出納室	〒961-0971 白河市昭和町 269	(0248)23-1654(直通)

福島県会津地方振興局出納室	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5	(0242) 29-5474(直通)
福島県南会津地方振興局出納室	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲 4277-1	(0241) 62-5354(直通)
福島県相双地方振興局出納室	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	(0244) 26-1303(直通)
福島県いわき地方振興局出納室	〒970-8026 いわき市平字梅本 15	(0246) 24-6043(直通)

※県内に事業所を有しない者は出納局入札用度課に提出すること。

5 申請方法

- (1) 上記 4 のいずれの場所でも申請することができる。

ただし、県内に事業所を有しない事業者については、原則として出納局入札用度課へ申請すること。

- (2) 申請内容を説明できる者が、**直接持参、郵送又は電子申請により**申請すること。

- (3) 書類不備の場合には受け付けできないので注意すること。

なお、申請書等の内容を訂正する場合には、訂正箇所を二本線で消し、その上に正しい内容を記載すること。

6 申請等の作成に用いる言語等

- (1) 申請及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記入すること。

7 提出部数 1 部

8 提出書類

- (1) 物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書（第 1 号様式の 1 から 3）
- (2) 履歴事項全部証明書又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
- (3) 身分証明書又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
- (4) 直近の年度の財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は所得税青色申告決算書
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
- (6) 納税証明書（事業税、法人県民税及び自動車税）又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
※原則として「県税の未納がないことの証明」を提出すること。
- (7) 委任状（第 2 号様式）
※委任期間は、定例申請の場合は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで、随時申請の場合は申請日から資格の有効期限までとする。
- (8) 営業許可（登録、認可、届出）等許可証等写
- (9) 印刷設備状況報告（第 6 号様式）
- (10) 誓約書（第 7 号様式）

(11) 役員に関する調書（第 8 号様式）

(12) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索し、表示した画面のコピー。

※ 必要な書類については、「物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請上の注意事項」を参照のうえ確認し、提出すること。

※ 電子申請の場合、添付書類のうち、(7)及び(10)は提出不要とする。

9 その他

(1) 申請後及び資格登録後、以下の記入内容に変更が生じた場合には、速やかに「**物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届**（物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第 1 号様式）」に關係書類を添付して提出すること。（カッコ書は添付書類）なお、電子申請も可能とする。

ア 商号又は名称、住所又は所在地（履歴事項全部証明書又は写し、個人の住所変更の場合には住民票の写し ※申請日前 3 か月以内に発行したもの）

イ 代表者氏名（法人…履歴事項全部証明書又は写し、個人…身分証明書又は写し ※申請日前 3 か月以内に発行したもの）

ウ 代表者役職名

エ 電話番号、FAX 番号、メールアドレス

オ 代理人氏名、営業所等名、所在地、電話番号等（代理人変更の場合には委任状 ※委任期間は、変更届出日から資格の有効期限までとする。）

カ 代理人の新設（委任状 ※委任期間は、変更届出日から資格の有効期限までとする。）

キ 県内営業所等の新設（納税証明書（事業税、法人県民税及び自動車税） ※申請日前 3 か月以内に発行したもの ※原則として「県税の未納がないことの証明」を提出すること。）

ク その他特に重要な事項

(2) 申請後及び資格登録後、休業又は解散等をする場合には、あらかじめ「**物品購入（修繕）競争入札参加資格廃止届**（物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第 2 号様式）」を提出すること。

なお、その場合、休業又は解散等が分かる書類を後日提出すること。

(3) 不明の点は、前記 4 の各提出先に問い合わせること。

別記

営業種目

1 印刷製本類 2 文房具・事務機器類 3 コンピュータ類 4 印章類 5 用紙類 6 医療・福祉機器類 7 医薬品・衛生材料類 8 写真用品類 9 理化学機器類 10 電気・通信機器類 11 車両・船舶類（二輪車を含む。） 12 建設機器類 13 農畜林産機器類 14 水産機器類 15 工作機器類 16 自動販売機・発券機類 17 燃料・油脂類 18 衣料・寝具類 19 日用雑貨類 20 百貨 21 食料品類 22 農林水産資材類 23 建材・資材類（工事に係る建材・資材を除く。） 24 楽器・音楽用品類 25 美術・工芸品類 26 運動用品類 27 書籍 28 時計・貴金属類 29 車両・船舶部品類 30 消防資材器具類 31 靴・かばん類 32 教育用機器・教材類 33 業務用厨房機器類 34 冷暖房衛生器具類 35 動物 36 警察用機器類 37 家具・木工具・室内装飾品類 38 看板・標識類 39 自動車修繕 40 その他の物品の修繕 41 その他の物品

附則

この要領は、平成 8年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 2 日から施行する。

物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請上の注意事項

【共通事項】

- 1 この申請は、福島県が行う物品等の買入れ又は修繕に係る競争入札の参加資格を取得するために必要です。
- 2 登録は、製造業、販売業及び修繕業の別に行います。
また、登録される種目は3種目までですが、申請人が取り扱っているその他の種目の競争入札への参加も可能です。ただし、修繕業で登録され、かつ、登録される営業種目が「39:自動車修繕」「40:その他修繕」のみである場合は、修繕のみの入札参加資格となり物品購入の入札参加資格を得られませんので、注意してください。
- 3 申請する場合、申請書は福島県の出納局入札用度課又は各地方振興局出納室のいずれか一箇所に提出してください。
ただし、県内に事業所を有しない事業者は、原則として出納局入札用度課に提出してください。
- 4 申請基準日は、申請日（福島県が不備なく書類を受理した日）とします。
ただし、決算に関する事項については、基準日の直前で決算の確定した日を原則とします。
（直前1年の財務諸表が完成していない場合は、確定している最新の財務諸表を使用してください。）
- 5 申請書等を手書きにて作成する場合は、黒のボールペン（文字を消せるボールペンは除く）又は万年筆で、分かりやすく記入してください。
なお、訂正する場合は、訂正箇所を二本線で消し、その上に正しい内容を記載してください。
- 6 金額を記入する欄以外は、左詰めで記入してください。
- 7 申請及び財務諸表は、日本語で作成してください。
なお、その他の添付書類について、外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。
- 8 申請及び添付書類の金額欄については、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により、申請日現在有効な外国貨幣換算率で、日本国通貨 に換算して記入してください。
- 9 定例申請の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿は令和8年3月中旬まで、随時申請については原則申請書類を受理した月の翌月20日までに入札用度課ホームページへ掲載します。
期限を過ぎても名簿に登録されていない場合は、出納局入札用度課までご連絡ください。

注）入札参加資格登録になっても、入札の際に地域要件が付されることがあります。

【地域要件とは】

物品等を調達する際に、入札参加者の所在地により入札参加地域を限定する要件です。

【令和８・９・１０年度定例申請の主な変更点】

- 1 資格有効期間について、２年から３年に延長しました。
- 2 様式１－１にて会社用のメールアドレス記載欄を追加しました。
- 3 様式１－２にて登録対象外業務（役務・委託）を記載しました。
- 4 添付書類の印刷設備状況一覧表（第６号様式）を追加しました。営業種目「０１印刷製本類」を選択した場合は提出が必要となります。
- 5 県税の納税証明書については、「県税の未納がないことの証明」の証明書の提出となります。事業税・法人県民税及び自動車税の納税証明書は原則不可となります。

申請書作成上の注意事項

1 定例・随時の別	次の区分により、□に「レ」を記入してください。 - 定例…令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間有効な入札参加資格を取得するため、定例受付期間中（令和7年10月1日から同月31日まで）に行う申請 - 随時…定例受付期間経過後の申請 <table border="1" data-bbox="579 432 1415 633"> <tr> <td></td><td>令和6・7年度の参加資格</td><td>令和8・9・10年度の参加資格</td></tr> <tr> <td>申請期間</td><td>令和6年4月1日から 令和8年2月28日まで</td><td>令和8年4月1日から 令和10年9月30日まで</td></tr> <tr> <td>有効期間</td><td>認定日から 令和8年3月31日まで</td><td>認定日から 令和11年3月31日まで</td></tr> </table> ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。		令和6・7年度の参加資格	令和8・9・10年度の参加資格	申請期間	令和6年4月1日から 令和8年2月28日まで	令和8年4月1日から 令和10年9月30日まで	有効期間	認定日から 令和8年3月31日まで	認定日から 令和11年3月31日まで																			
	令和6・7年度の参加資格	令和8・9・10年度の参加資格																											
申請期間	令和6年4月1日から 令和8年2月28日まで	令和8年4月1日から 令和10年9月30日まで																											
有効期間	認定日から 令和8年3月31日まで	認定日から 令和11年3月31日まで																											
2 申請者																													
法人番号	13桁の法人番号を記入してください。個人事業主の方は、空欄としてください。																												
登録番号	申請日現在、参加資格名簿に登録されている場合は、取得済みの9桁の登録番号を記入してください。																												
(1) 住所又は本社所在地	住所又は本社所在地について次により記入してください。 外国事業者が申請する場合は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。 （日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。）																												
ア 住所又は本社所在地1	住所又は本社所在地に合致するコード番号を、別紙「住所コード表」により記入してください。																												
イ 住所又は本社所在地2	アにより記入した <u>住所コード番号で表される住所又は所在地を除いた部分</u> を記入してください。 <u>※ 県内は大字以降、県外は市町村名以降から記入してください。</u> <u>※ 「丁目」、「番地」等は省略し、「ー(ハイフン)」により記入してください。</u> (例)「福島町一丁目1番1号」→「福島町1ー1ー1」																												
(2) フリガナ	商号又は名称のフリガナを記入してください。 ※ カタカナで記入し、濁点・半濁点は1文字として扱ってください。 (アルファベット、カタカナ等にもフリガナは必要です。) ※ 「ｶﾞｼﾞｶﾞｲｼﾞ」等法人の種類を表す文字は記入不要です。 ※ 枠が不足する場合は、記入可能ところまで記入してください。																												
(3) 商号又は名称	商号又は名称を記入してください。 ※ 株式会社等の法人の種類を表す文字については、次表の略号を用いてください。 なお、略号のフリガナは必要ありません。 <table border="1" data-bbox="453 1787 1425 1948"> <tr> <td>種類</td><td>株式会社</td><td>有限会社</td><td>合資会社</td><td>合名会社</td><td>合同会社</td><td>協同組合</td><td>協業組合</td><td>企業組合</td><td>一般財団法人</td><td>公益財団法人</td><td>一般社団法人</td><td>公益社団法人</td><td>社会福祉法人</td></tr> <tr> <td>略号</td><td>(株)</td><td>(有)</td><td>(資)</td><td>(名)</td><td>(同)</td><td>(協組)</td><td>(協業)</td><td>(企)</td><td>(一財)</td><td>(公財)</td><td>(一社)</td><td>(公社)</td><td>(社福)</td></tr> </table>	種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	社会福祉法人	略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(協組)	(協業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(社福)
種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	社会福祉法人																
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(協組)	(協業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(社福)																
(4) 代表者役職名	代表者の役職名を記入してください。																												

(5) 代表者氏名	代表者の氏名を記入してください。 ・ 氏と名は分けて、それぞれの欄に記入してください。
(6) 電話番号	市外局番、市内局番及び番号を、それぞれ「－（ハイフン）」で区切って記入してください。【（ ）は使用しないでください。】
(7) FAX番号	○ 022-117-8901 × (022) 117-8901
(8) メールアドレス	会社代表のメールアドレスを記載してください。 担当者個人のメールアドレスは不可です。
3 代理人	県外事業者 で、原則として 本社が所在する都道府県以外にある 営業所等の社員に、入札、見積り、契約及び納品請求等の権限を委任する場合に限り、記入してください。 ・ 代理人の所属する営業所等の住所又は所在地、営業所等名、代理人役職名、代理人氏名、電話番号、FAX番号を記入してください。
4 申請及び誓約文	申請及び誓約文は、 ① 申請事項に偽りがないこと ② 競争入札に参加する者に必要な資格（競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（令和5年福島県告示第550号）の第一）に該当していないことを誓約し、入札参加資格取得の意思を明らかにする部分です。 令和5年福島県告示第550号 第一 資格の審査を受けることができない者 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか資格の審査を受けることができない 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者 三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者 四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者 五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者
5 申請（作成）担当者	申請書作成担当者の所属する課係等の名称、職・氏名及び連絡先（ 携帯電話以外の電話番号・メールアドレス ）を記入してください。（記入内容について問い合わせる場合があります。）
6 業種	営業実績の割合等から、「1:製造業」、「2:販売業」及び「3:修繕業」のうち、主たる業種を1種類選択し、該当する数字を記入してください。 <u>ただし、営業種目を「1 印刷製本類」で申請する場合で、印刷設備を有する場合は「1:製造業」と記入してください。</u> ※「3：修繕業」を選択し、かつ、営業種目について「39:自動車修繕」「40:その他の物品の修繕」のみを選択した場合は、修繕のみの入札参加資格となり物品購入の入札参加資格を得られませんので、ご注意ください。

7 競争入札参加を希望する地域	競争入札参加を希望する地域について、□に「レ」を記入してください。 ※ <u>「県内全域」に「レ」を記入した場合は、それぞれの地域ごとの「レ」は必要ありません。</u> ※ 各地域の区分については、別紙「住所コード表」を参照してください。
8 営業種目	
(1) 営業種目	別紙「＜営業種目例＞」から、入札に参加を希望する3種類以内の営業種目の番号を記入してください。 なお、「9 営業種目(1)～(3)」については、資格の有効期間内において原則として、追加及び変更ができません。 ※ 登録される種目は3種目までですが、取り扱っているその他の種目への競争入札への参加も可能です。 ※ <u>前年度に売り上げ実績のない種目については登録できません。</u> ※ <u>「3：修繕業」を選択し、かつ、営業種目について「39:自動車修繕」「40:その他の物品の修繕」のみを選択した場合は、修繕のみの入札参加資格となり物品購入の入札参加資格を得られませんので、ご注意ください。</u>
(2) 品目番号	別紙「営業種目・品目番号表」から入札参加希望営業種目ごとに、主な取扱品目の品目番号を6種類以内で記入してください。 ※ 末尾9の品目番号は、他に適当な品目番号がない場合のみ選択してください。
(3) 末尾9の品名	上記(2)で選択した品目番号の末尾が<u>9の場合</u>は、その具体的な品名を2つまで記入してください。
9 主な取扱い品目のメーカー	上記9で、<u>営業種目「3」、「6」、「7」、「9」、「10」、「15」、「24」、「26」を選択した場合は</u>、入札参加希望営業種目に係る品目の主な取扱いメーカー名を5つまで記入してください。 ※ メーカー名は、通称ではなく、商号又は名称を記入してください。 ただし、株式会社、(株)等法人の種類を表す文字、略号は記入不要です。
10 製造販売（修繕）の営業種目別年間取扱高	「直前1年度分決算」の欄に、入札参加希望営業種目別に応じ物品の販売（修繕）高（財務諸表の会計処理に合わせた税抜又は税込の金額）を<u>千円単位（千円未満切捨）</u>で記入してください。 （「直前1年度分決算」とは、申請日の直前の事業年度の決算のことです。） なお、決算は1年度分で記載してください。（半期決算の場合は1年度分になるよう合算した金額を記入してください。） ※ 入札参加希望営業種目以外の物品の販売（修繕）や工事、役務の提供等の売上はその他の取扱高に記入し、<u>合計は必ず損益計算書の「売上高」の金額と一致するようにしてください。</u> ※ 個人事業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業にかかるものに限ります。）を含めた実績を記入してください。

11 県内本社・営業所等	県内に本社及び営業所等（支社、支店を含む。）がある場合は、該当する地域について、□に「レ」を記入してください。 ※ 各地域の区分については、別紙「住所コード表」を参照してください。 本社が県外にあり、代理人も県外の支店・営業所等に指定している場合で県内に支店・営業所等がある場合、その所在地等を記載してください。 ※該当する県内営業所が2か所以上ある場合には、任意の用紙にその営業所の所在地、電話番号、代表者役職名、代表者氏名を記載し、提出してください。
12 確認事項	福島県の物品購入（修繕）競争入札の参加資格制限対象となる事項に該当する事実がないか確認する項目です。 (1) 過去に、独占禁止法に違反し、排除措置命令（又は勧告）を受けたことがありますか。 (2) 贈賄、競売入札妨害又は談合のいずれかの容疑により、申請者本人、法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことがありますか。 (3) 代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたことがありますか。 ※ 各項目とも必ず、「ある」又は「ない」のいずれかをチェックしてください。（過去3年間の状況） ※ 状況により、資格の認定と合わせて一定期間の参加資格制限を行う場合があります。
13 企業規模	申請者の企業規模について確認する項目です。 申請日現在の状況で確認してください。 申請される業種に基づき、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかに該当する場合にチェックをしてください。 「常時使用する従業員」には、以下の方は含みません。 (1) 会社役員及び個人事業主 (2) 日日雇い入れられる者（1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。） (3) 2箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。） (4) 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。） (5) 試の使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
添付書類作成上の注意事項	
1 共通事項	(1) 添付書類のうち、官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大でありかつ鮮明である場合に限り、写しをもって原本に代えることができます。 (2) 物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書類一覧により、提出前に提出書類が揃っているかチェック欄にチェックを行ってください。（添付不要）
2 履歴事項全部証明書又は写し	商業登記規則第30条第1項第2号の規定による履歴事項全部証明書又はその写しを添付してください。 現在事項証明書での提出は認めておりません。 ※ 申請日前3か月以内に、法務局で発行したものを提出してください。

3 身分証明書 又は写し	個人事業者のみ、提出してください。 ・身分証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が破産者で復権を得ない者でないことについての証明書です。 ※ 申請日前3か月以内に市区町村で発行した身分証明書を提出してください。	
4 財務諸表（法人） 又は 青色申告決算書 （個人事業者）	法人	財務諸表とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分の損益計算書をいいます。
	個人事業者	所得税青色申告決算書の損益計算書、資産負債調の様式により提出してください。（青色申告決算書がない場合は白色申告決算書でも可とします。）
5 納税証明書	納税証明書とは、申請時における「消費税及び地方消費税」、「事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の納税額等について公的機関が発行する証明書をいいます。発行可能な最新のものを提出してください。 ※ 本社の所在地の所轄税務署又は福島県の各地方振興局県税部で、申請日前3か月以内に発行したものを提出してください。 ※ 県外の事業者であっても、福島県内に営業所等がある場合には、入札等の権限を委任しているか否かにかかわらず提出が必要です。 ※ 福島県内に本社、営業所等を有しない場合は、事業税、法人県民税、自動車税（いずれも県税）について納税証明書を提出する必要はありません。 ※個人事業主の場合、個人県民税の未納を示す証明は不要です。 消費税及び地方消費税（税務署）【必須】 申請日の直前1年間において、税務署において納付し、又は納付すべき額として確定した納税証明書〔「納税証明書（その3）」…未納の税額がないことの証明。〕を提出してください。（発行可能な最新のもの） 【※（その1）と（その2）は不可。】 県税の未納がないことの証明（各地方振興局県税部） 【福島県内に営業所等がある場合】 申請日の直前1年間において福島県に納付し又は納付すべき額として確定した納税証明書を提出してください。（発行可能な最新のもの） ※令和6・7年度までの資格審査申請においては税目毎の証明書も認めていましたが、原則、「県税の未納がないことの証明」の納税証明書を提出してください。	

6 委任状 (第2号様式)	県外事業者で、原則として本社が所在する都道府県以外にある営業所等の社員に、入札、見積り、契約及び納品請求等の権限を委任する場合提出してください。 ※ 指定様式の委任状に記入されている入札、見積り、契約及び納品請求等の権限は、<u>すべてを委任するものとし、一部のみの委任はできません。</u> ※ 電子申請の場合、提出不要です。
7 営業許可（登録、認可、届出）等許可証等写し	入札参加希望営業種目が、法令の規定に基づく営業に関する許可、登録、認可、届出等を必要とする場合に、許可証等の写しを提出してください。 (例)揮発油販売業、石油製品販売業、医薬品販売業、毒物劇物販売業、医療用具販売業、火薬類販売業、肥料販売業、農薬販売業、酒類販売業、食品販売業 等 ※ 許可証等の写しにより、営業許可等が確認できない営業種目については、申請できません。
8 印刷設備状況一覧表 (第6号様式)	入札参加希望営業種目を「01印刷製本類」で申請する場合は必ず提出してください。外注などで印刷設備がない場合は、余白に「印刷設備なし」と記入し提出してください。 ※ なお、印刷設備を有する場合には、(第1号様式の1)中、業種は「1：製造業」となります。
9 誓約書 (第7号様式)	福島県暴力団排除条例により、暴力団員又は社会的非難関係者（以下、「暴力団員等」という。）は、福島県の契約の相手方となることができません。 この誓約書は、申請者が暴力団員等ではないことを確認するための書類です。 ※ 電子申請の場合、提出不要です。 福島県暴力団排除条例（抜粋） 第16条 県は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付その他の県の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として公安委員会規則で定める者をいう。次条において同じ。）の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

10 役員等に関する調書 (第8号様式)	申請者（法人の場合は役員全員）が暴力団員等に該当しないことを確認するための関係機関照会について同意をいただくものです。 なお、該当する事実が確認された場合は、物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱第4条(1)カの規定により入札参加資格の認定を行いません。 ※ 個人の場合は身分証明書に記載されている本人、法人の場合は履歴事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（協同組合等の場合は理事）を記入してください。『監査役』『監査法人』も「役員に関する事項」に記載されている場合は、記入が必要です。 ※ 法人の場合は履歴事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員について、証明書に記載されている漢字を記載するようにしてください。 ※ 申請日時点の役員についてすべて記載してください。 ※ 欄が不足する場合は複数枚提出してください。 ※ 監査法人については法人名のみ記入してください。 福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱（抜粋） 第2条別表 措置要件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> （暴力的不法行為等） 11 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 </td><td> 当該認定をした日から 1 か月以上24か月以内 </td></tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	（暴力的不法行為等） 11 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上24か月以内
事 由	期 間				
（暴力的不法行為等） 11 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上24か月以内				
11 法人番号を確認できる書類	法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索し、表示した画面のコピーを提出してください。				
12 外国事業者が申請する場合	外国事業者が申請する場合は 登記簿謄本、証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発する書面とすることができます。				

変更届について

申請後又は資格取得後においても、申請内容のうち下記の事項に変更が生じた場合には、速やかに「物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第1号様式)」に関係書類を添付して提出してください。

なお、**電子申請**も可能です。

また、組織・法人格変更、合併、分割、解散等については、新規申請が必要となる場合※がありますので、出納局**入札用度課**までお問い合わせください。

※ 《新規申請が必要となる場合(例)》

- ・現在登録されている会社が合併により消滅し、登録されていない別会社が存続会社となる場合
- ・現在登録されている会社が登録されていない別会社へ事業承継し、承継会社でも入札参加資格を取得したい場合

	事 項	添 付 書 類
1	商号又は名称	法人－履歴事項全部証明書又は写し ※申請日前3か月以内に発行したもの
2	住所又は本社所在地	個人－住民票の写し 法人－履歴事項全部証明書又は写し ※申請日前3か月以内に発行したもの
3	代表者氏名	個人－身分証明書又は写し 法人－履歴事項全部証明書又は写し ※申請日前3か月以内に発行したもの
4	代表者役職名	(注：添付書類不要)
5	組織の変更、合併等	履歴事項全部証明書又は写し ※申請日前3か月以内に発行したもの
6	電話番号、FAX番号、メールアドレス	(変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。)
7	代理人 (代理人の変更、新設)	委任状〔申請要領第2号様式〕 (新設の場合、代理人氏名、役職、所属営業所の名称、住所又は所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレスを変更後欄に記載すること)
8	代理人(その他)	(所属営業所の名称、住所又は所在地、電話番号、FAX番号については、変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。)
9	県内営業所等の新設 (営業所地域の登録)	納税証明書(県税の未納がないことの証明) ※申請日前3か月以内に発行したもの (変更後欄に新設した地域名〔県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき〕を記載すること)
10	その他特に重要な事項	

廃止届について

申請後又は資格取得後において、休業又は解散等をする場合には、速やかに「物品購入(修繕)競争入札参加資格廃止届(物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第2号様式)」を提出してください。

なお、その場合、休業又は解散等が分かる書類を併せて(困難な場合は整い次第、速やかに)提出してください。

その他の注意事項

1 有資格者名簿の公開

有資格者名簿は福島県出納局のホームページで公開しています。

公開する内容については、法人番号、商号又は名称、代表者又は受任者職・氏名、住所又は所在地（県内事業者は市町村、県外事業者は都道府県名）等です。

2 福島県出納局のホームページ

上記2の有資格者名簿のほか、物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請に関する情報は福島県出納局のホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015c/>）で公開しています。

また、競争入札に関する情報や各種様式も掲載しておりますので、是非ご利用ください。

物品購入（修繕）以外に関する資格審査

物品購入（修繕）以外に関する資格審査については、下記にお問い合わせください。

◎福島県庁舎、福島県合同庁舎等の公有財産の維持管理に関する業務 （清掃、警備、廃棄物収集運搬、各種設備保全管理等）

総務部施設管理課 電話 024-521-7080

◎工事又は製造の請負契約、測量等の委託契約

総務部入札監理課 電話 024-521-7899

◎自動販売機の設置の用に供するものの行政財産貸付

総務部財産管理課 電話 024-521-7058

◎森林整備業務の委託

農林水産部森林計画課 電話 024-521-7425

◎林産物売払

農林水産部林業振興課 電話 024-521-2831

☆福島県では、業務委託（上記を除く）、リース契約、人材派遣業務等についての登録は行っておりません。

◎この申請で登録することのできない主な業種（※物品購入（修繕）に該当しない業種）

広告代理、ビデオ製作、ソフトウェア・システム開発、航空写真撮影、計算・調査・検査業務、リース業、人材派遣業務、電気供給業務、給食委託業務、不要PC等の中古物品買い取り業務

物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書類一覧

※申請書提出時に書類の漏れがないか確認してください。(この一覧は提出不要)

商号又は名称

(福 島 県)

	提出書類	申請者		備考	チェック欄
		法人	個人		
1	物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書(第1号様式の1～3)	○	○		
2	履歴事項全部証明書又は写し	○	—	●法務局で発行したもの ●申請日前3か月以内のもの	
3	身分証明書又は写し	—	○	●市区町村で発行したもの ●申請日前3か月以内のもの	
4	財務諸表(法人)	○	—	●財務諸表に、損益計算書が含まれていること	
	青色申告決算書(個人)	—	○	●青色申告決算書がない場合は白色でも可	
5	納税証明書(消費税及び地方消費税)又は写し ※納税証明書の様式は、 未納税額のない証明用 (「その3」、「その3の2」又は「その3の3」)。	○	○	●税務署で発行したもの ● <u>(その1)(その2)は不可</u> ●申請日前3か月以内のもの	
6	納税証明書(県税の未納がないことの証明)又は写し	△	△	□県内に本社、営業所等がある場合、 必須 ●福島県各地方振興局で発行したもの ● <u>令和6・7年までの資格審査申請においては税目毎の証明書も認めていたが、原則「県税の未納がないことの証明」の証明書を提出</u> ●申請日前3か月以内のもの	
7	委任状(第2号様式)	△	△	□県外企業に限る ●本社と同一都道府県内の営業所等に対する委任は原則不可	
8	営業許可(登録、認可、届出)等許可証等写し	△	△	□入札参加希望営業種目の営業を行うのに必要な許可等があれば提出すること	
9	印刷設備状況一覧表(第6号様式)	△	△	□営業種目「01印刷製本類」を選択した場合、必須	
10	誓約書(第7号様式)	○	○		
11	役員等に関する調書(第8号様式)	○	○	●個人の場合は身分証明書に記載されている本人、法人の場合は履歴事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員(協同組合等の場合は理事)を記入すること	
12	法人番号が確認できる書類	○	—	●法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索、表示した画面のコピーを添付すること。	

注 ○は必須、△は該当する場合のみ提出、—は不要

住所コード表(平成21年9月1日現在)

福島県内					
地域	番号	住所1	地域	番号	住所1
県北地域	101	福島市	会津地域	401	会津若松市
	102	二本松市		402	喜多方市
	103	伊達市		411	耶麻郡北塩原村
	104	本宮市		412	耶麻郡西会津町
	111	伊達郡桑折町		413	耶麻郡磐梯町
	112	伊達郡国見町		414	耶麻郡猪苗代町
	113	伊達郡川俣町		421	河沼郡会津坂下町
	121	安達郡大玉村		422	河沼郡湯川村
				423	河沼郡柳津町
				431	大沼郡三島町
				432	大沼郡金山町
				433	大沼郡昭和村
				434	大沼郡会津美里町
県中地域	201	郡山市	南会津地域	511	南会津郡下郷町
	202	須賀川市		512	南会津郡檜枝岐村
	203	田村市		513	南会津郡只見町
	211	岩瀬郡鏡石町		514	南会津郡南会津町
	212	岩瀬郡天栄村			
	221	石川郡石川町			
	222	石川郡玉川村			
	223	石川郡平田村			
	224	石川郡浅川町	相双地域	601	相馬市
	225	石川郡古殿町		602	南相馬市
	231	田村郡三春町		611	双葉郡広野町
	232	田村郡小野町		612	双葉郡檜葉町
				613	双葉郡富岡町
				614	双葉郡川内村
				615	双葉郡大熊町
				616	双葉郡双葉町
県南地域	301	白河市		617	双葉郡浪江町
	311	西白河郡西郷村		618	双葉郡葛尾村
	312	西白河郡泉崎村		621	相馬郡新地町
	313	西白河郡中島村		622	相馬郡飯舘村
	314	西白河郡矢吹町			
	321	東白川郡棚倉町	いわき地域	701	いわき市
	322	東白川郡矢祭町			
	323	東白川郡塙町			
	324	東白川郡鮫川村			

福島県外	
番号	住所1
901	北海道
902	青森県
903	岩手県
904	宮城県
905	秋田県
906	山形県
908	茨城県
909	栃木県
910	群馬県
911	埼玉県
912	千葉県
913	東京都
914	神奈川県
915	新潟県
916	富山県
917	石川県
918	福井県
919	山梨県
920	長野県
921	岐阜県
922	静岡県
923	愛知県
924	三重県
925	滋賀県
926	京都府
927	大阪府
928	兵庫県
929	奈良県
930	和歌山県
931	鳥取県
932	島根県
933	岡山県
934	広島県
935	山口県
936	徳島県
937	香川県
938	愛媛県
939	高知県
940	福岡県
941	佐賀県
942	長崎県
943	熊本県
944	大分県
945	宮崎県
946	鹿児島県
947	沖縄県
999	外国

<営業種目例>

番号	営業種目	業 務 内 容
1	印 刷 製 本 類	一般印刷物、フォーム印刷、地図印刷、製本、コピー・青写真
2	文 房 具 ・ 事 務 機 器 類	文房具・事務用品、オフィス家具、金庫、事務機器(ワードプロセッサ、シュレッダー、印刷機、複写機、ファクシミリ等)
3	コ ン ピ ュ ー タ 類	コンピュータ・周辺機器(本体、入出力・記憶装置)、ネットワーク機器(LANアダプタ、HUB、ルーター等)、コンピュータソフトウェア
4	印 章 類	ゴム印・印章
5	用 紙 類	コピー・印刷・フォーム用紙(PPC用紙、(色)上質紙、コート紙、ストックフォーム用紙等)
6	医 療 ・ 福 祉 機 器 類	診療診断・治療器具類、衛生検査器具類、調剤器具類、車いす
7	医 薬 品 ・ 衛 生 材 料 類	医療用薬品、家庭薬、試験紙・試薬、介護用品
8	写 真 用 品 類	カメラ、フィルム・写真材料、写真
9	理 化 学 機 器 類	測量器具、測定器具、試験検査器具
10	電 気 ・ 通 信 機 器 類	家電製品、視聴覚機器、音響・映像・放送機器、無線機・無線装置、電話機、電話交換機、照明装置
11	車両・船舶類(二輪車を含む)	小型・普通自動車、軽自動車、トラック、バス、二輪車・自転車、船舶(総トン数20トン未満のもの)
12	建 設 機 器 類	除雪車、建設機械、ポンプ、発電機
13	農 畜 林 産 機 器 類	農産・園芸用機器、畜産機器、林産・木工機器、食品加工機器
14	水 産 機 器 類	ブイ、漁具、水槽
15	工 作 機 器 類	工作機器、繊維機器
16	自 動 販 売 機 ・ 発 券 機 類	自動販売・券売機、駐車場機器
17	燃 料 ・ 油 脂 類	ガソリン・軽油、重油・石油・ガス、潤滑油
18	衣 料 ・ 寝 具 類	制服・白衣、雨具・作業服、寝具
19	日 用 雑 貨 類	金物、台所用品、清掃用品、食器・花器
20	百 貨	デパート・総合商社
21	食 料 品 類	米穀
22	農 林 水 産 資 材 類	肥飼料・農薬・農産・園芸資材、種苗・苗木、畜産資材、林産資材、漁業資材、工業薬品(硫酸、苛性ソーダ、塩素、脱臭剤、試薬等)
23	建 材 ・ 資 材 類	土木資材、建築資材、管工事資材、電気工事資材、建具・表具、ガラス、塗料・溶剤類、ダンボール・包装材料
24	楽 器 ・ 音 楽 用 品 類	楽器、楽譜、音楽CD・ビデオ
25	美 術 ・ 工 芸 品 類	美術品、工芸品、美術工芸材料
26	運 動 用 品 類	運動器具・用具、武道具、レジャー用品(テント等)
27	書 籍	書籍、出版物
28	時 計 ・ 貴 金 属 類	時計・眼鏡・宝石・貴金属、記・徽章類
29	車 両 ・ 船 舶 部 品 類	車両部品、船舶部品、航空機部品、整備機器
30	消 防 資 材 器 具 類	防護用品、防災用品、救助用品
31	靴 ・ か ば ん 類	履物、バッグ、(合成)皮革製品
32	教 育 用 機 器 ・ 教 材 類	教材、教育機器、保育用教材、遊具、模型、標本、見本
33	業 務 用 厨 房 機 器 類	食器洗浄器、調理器・調理台、流し台、ガス器具、業務用冷凍庫
34	冷 暖 房 衛 生 器 具 類	リサイクル・水処理装置、焼却炉、ボイラー・冷暖房機器、浴槽・トイレ
35	動 物	
36	警 察 用 機 器 類	交通安全用品、警察装備、警察機器
37	家具・木工具・室内装飾品類	家具、じゅうたん、畳、カーテン・ブラインド
38	看 板 ・ 標 識 類	旗・どんちょう、腕章・ステッカー、道路標識類、掲示板・表示板
39	自 動 車 修 繕	自動車修繕、船舶修繕(総トン数20トン未満のもの)
40	そ の 他 の 物 品 の 修 繕	
41	そ の 他 の 物 品	

登録することのできない主な業種
(※物品購入(修繕)に該当しない業種)

広告代理、ビデオ製作、ソフトウェア・システム開発、航空写真撮影、計算・調査・検査業務、リース業、人材派遣業務、電気供給業務、給食委託業務、不要PC等の中古物品買い取り業務

※不明な場合は提出先に問い合わせてください。

営業種目・品目番号表

営業種目番号	品目番号	
1 印刷製本類	101	一般印刷物
	102	フォーム印刷
	103	地図印刷
	104	製本
	105	コピー・青写真
	109	その他の印刷製本類
2 文房具・事務機器類	201	文房具・事務用品
	202	オフィス家具
	203	金庫
	204	事務機器
	209	その他の文具事務機器類
3 コンピュータ類	301	コンピュータ・周辺機器
	302	ネットワーク機器
	303	コンピュータソフトウェア
	309	その他のコンピュータ類
4 印章類	401	ゴム印・印章
	409	その他の印章類
5 用紙類	501	コピー・印刷・フォーム用紙
	509	その他の用紙類
6 医療・福祉機器類	601	診療診断・治療器具類
	602	衛生検査器具類
	603	調剤器具類
	604	車いす
	609	その他の医療・福祉機器類
7 医薬品・衛生材料類	701	医療用薬品
	702	家庭薬
	703	試験紙・試薬
	704	介護用品
	709	その他の医薬品・衛生材料類
8 写真用品類	801	カメラ
	802	フィルム・写真材料
	803	写真
	809	その他の写真用品類
9 理化学機器類	901	測量器具
	902	測定器具
	903	試験検査器具
	909	その他の理化学機器類
10 電気・通信機器類	1001	家電製品
	1002	視聴覚機器
	1003	音響・映像・放送機器
	1004	無線機・無線装置
	1005	電話機
	1006	電話交換機
	1007	照明装置
	1009	その他の電気・通信機器類
11 車両・船舶類	1101	小型・普通自動車
	1102	軽自動車
	1103	トラック
	1104	バス
	1105	二輪車・自転車
	1106	船舶（総トン数20トン未満のもの）
	1109	その他の車両船舶類

営業種目番号	品目番号	
12 建設機器類	1201	除雪車
	1202	建設機械
	1203	ポンプ
	1204	発電機
	1209	その他の建設機器類
13 農畜林産機器類	1301	農産・園芸用機器
	1302	畜産機器
	1303	林産・木工機器
	1304	食品加工機器
	1309	その他の農畜林産機器類
14 水産機器類	1401	ブイ
	1402	漁具
	1403	水槽
	1409	その他の水産機器類
15 工作機器類	1501	工作機器
	1502	繊維機器
	1509	その他の工作機器類
16 自動販売機・発券機類	1601	自動販売・券売機
	1602	駐車場機器
	1609	その他の自動販売機・発券機類
17 燃料・油脂類	1701	ガソリン・軽油
	1702	重油・灯油
	1703	ガス
	1704	潤滑油
	1709	その他の燃料・油脂類
18 衣料・寝具類	1801	制服・白衣
	1802	雨具・作業服
	1803	寝具
	1809	その他の衣料・寝具類
19 日用雑貨類	1901	金物
	1902	台所用品
	1903	清掃用品
	1904	食器・花器
	1909	その他の日用雑貨類
20 百貨	2001	デパート・総合商社
21 食料品類	2101	米穀
	2109	その他の食料品類
22 農林水産資材類	2201	肥飼料・農薬・農産・園芸資材
	2202	種苗・苗木
	2203	畜産資材
	2204	林産資材
	2205	漁業資材
	2206	工業薬品
	2209	その他の農林水産資材類
23 建材・資材類	2301	土木資材
	2302	建築資材
	2303	管工事資材
	2304	電気工事資材
	2305	建具・表具
	2306	ガラス
	2307	塗料・溶剤類
	2308	ダンボール・包装材料
	2309	その他の建材資材類

営業種目番号	品目番号	
24 楽器・音楽用品類	2401	楽器
	2402	楽譜
	2403	音楽CD・ビデオ
	2409	その他の楽器・音楽用品
25 美術・工芸品類	2501	美術品
	2502	工芸品
	2503	美術工芸材料
	2509	その他の美術・工芸品類
26 運動用品類	2601	運動器具・用具
	2602	武道具
	2603	レジャー用品
	2609	その他の運動用品
27 書籍	2701	書籍
	2702	出版物
	2709	その他の書籍
28 時計・貴金属類	2801	時計・眼鏡・宝石・貴金属
	2802	記・徽章類
	2809	その他の時計・貴金属類
29 車両・船舶部品類	2901	車両部品
	2902	船舶部品
	2903	航空機部品
	2904	整備機器
	2909	その他の車両・船舶部品類
30 消防資材器具類	3001	防護用品
	3002	防災用品
	3003	救助用品
	3009	その他の消防資材器具類
31 靴・かばん類	3101	履物
	3102	バッグ
	3103	皮革製品
	3109	その他の靴・かばん類
32 教育用機器・教材類	3201	教材
	3202	教育機器
	3203	保育用教材
	3204	遊具
	3205	模型
	3206	標本
	3207	見本
	3209	その他の教育用機器・教材類
33 業務用厨房機器類	3301	食器洗浄器
	3302	調理器・調理台
	3303	流し台
	3304	ガス器具
	3305	業務用冷凍庫
34 冷暖房衛生器具類	3401	リサイクル・水処理装置
	3402	焼却炉
	3403	ボイラー・冷暖房機器
	3404	浴槽・トイレ
	3409	その他の冷暖房衛生器具類
35 動物	3509	動物

営業種目番号	品目番号	
36 警察用器具類	3601	交通安全用品
	3602	警察装備
	3603	警察機器
	3609	その他の警察用機器類
37 家具・木工具・室内装飾品類	3701	家具
	3702	じゅうたん
	3703	畳
	3704	カーテン・ブラインド
	3709	その他の家具・木工具・室内装飾品類
38 看板・標識類	3801	旗・どんちょう
	3802	腕章・ステッカー
	3803	道路標識類
	3804	掲示板・表示板
	3809	その他の看板・標識類
39 自動車修繕	3901	車両修繕
	3902	船舶修繕(総トン数20トン未満のもの)
	3909	その他の自動車修繕
40 その他の物品の修繕	4009	その他の物品の修繕
41 その他の物品	4109	その他の物品

※営業種目「39」、「40」のみを選択し、かつ、業種「3 修繕業」を選択した場合は、物品購入の入札参加資格を得られませんので、ご注意ください。

御注意

物品購入(修繕)以外に関する資格審査については、下記にお問い合わせください。

- ◎ 福島県庁舎、福島県合同庁舎等の公有財産の維持管理に関する業務（清掃、警備、廃棄物収集運搬、各種設備保全管理等）

総務部施設管理課
電話 024-521-7080

- ◎ 工事又は製造の請負契約、測量等の委託契約
- 総務部入札監理課
電話 024-521-7899

- ◎ 森林整備業務の委託
- 農林水産部森林計画課
電話 024-521-7425

- ◎ 自動販売機の設置の用に供するものの行政財産貸付
- 総務部財産管理課
電話 024-521-7058

- ◎ 林産物売払
- 農林水産部林業振興課
電話 024-521-2831

☆ 福島県では、業務委託(上記を除く)、リース契約、人材派遣業務等についての登録は行っておりません。

登録することのできない主な業種(※物品購入(修繕)に該当しない業種)
広告代理、ビデオ製作、ソフトウェア・システム開発、航空写真撮影、計算・調査・検査業務、リース業、人材派遣業務、電気供給業務、給食委託業務、不要PC等の中古物品買い取り業務

※不明な場合は提出先に問い合わせてください。

【記入例】

2025.09.02

第1号様式の1

物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書 ☒ 定例 ☐ 随時

審 査 担 当 印						
令和	7	年	10	月	1	日

法人番号13桁を記入

福島県知事

法 人 番 号

登録番号(新規以外)

申 請 者

住所又は所在地1

住所コード「913」=東京都

住所又は所在地2

フリガナ

カブシキガイシャを除く。濁点等も一文字として記入

番 号 又 は 名 称

代表者役職名

代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

1 2 3 4 5 6 7 8 9 *申請日現在登録の登録番号を記入

9 1 3 *住所コ

杉妻区杉妻町1-1

*「丁目」、「番地」等は「一(ハイフン)」に

フ ク シ マ シ ョ ウ シ

*(株)等の略号はフリガナ不要

(株)福島商事 ←法人の種類について略号「(株)」を使用

*株式会社、有限会社等は(株)(有)等と入力すること

代表取締役

氏 福島 名 一郎

0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8

0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 9

実際の提出日を記入

「913」(東京都)に当たる部分は除くこと

「丁目」等は「一」に置き換えること

メールアドレス

fukushima@fukushima.lg.jp

担当者個人アドレスではなく、会社代表(入札事務担当部署)のアドレスを記入してください。

*会社のアドレスを入力すること。(担当者個人アドレスは不可)

代 理 人

住所又は所在地1

住所又は所在地2

※代理人の設定ができるのは県外事業者のみです。

営業所等名称

代理人役職名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

9 0 4 ←住所コードを記入

仙台市福島区福島町1-1

*「丁目」、「番地」等は「一(ハイフン)」により置き換えること (例)1丁目1番地→1-1

東北営業所

所長

氏 杉妻 名 花子

0 2 2 - 1 1 7 - 8 9 0 1

0 2 2 - 1 1 7 - 8 9 0 2

メールアドレス

fukushima@fukushima.lg.jp

担当者個人アドレスではなく、会社代表(入札事務担当部署)のアドレスを記入してください。

*会社のアドレスを入力すること。(担当者個人アドレスは不可)

福島県が行う物品の買入れ及び修繕に係る競争入札の参加資格を取得したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、次の各要件のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者でない者
- 2 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録を受けていない者
- 3 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 4 申請日の属する営業年度の前営業年度に、当該入札に係る物品の買入れ及び修繕に係る競争入札の参加資格を取得していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号のいずれかに該当する者

記入内容について照会する場合があります。
内容について回答できる方を記入してください。

申請(作成)担当者

所属

福島営業所

職・氏名

所長 杉妻 花子

電話番号

024-521-7563

メールアドレス

fukushima@fukushima.lg.jp

※連絡がとりやすいよう、携帯電話以外の電話番号、メールアドレスを記載してください。

業種 ☒ 1 (1:製造業 2:販売業 3:修繕業)

競争入札参加を希望する地域 (希望する地域に「レ」を記入してください。)

県内全域

「県内全域」に「レ」を記入した場合、下記の地域別チェックは不要です。

県 北

県 中

県 南

会 津

南会津

相 双

いわき

チェック欄 (※書類不備により、返却を要する場合に県の審査担当者が記入する。)

- | | | | |
|--|-------------------------------|---|--|
| ☐ 要内容確認 | ☐ 不足書類 | ☐ 履歴事項全部証明書又は身分証明書 | ☐ 財務諸表又は青色申告決算書 |
| ☐ 納税証明書【消費税及び地方消費税】 ☐ 納税証明書【県税の未納がないことの証明】 | | | |
| ☐ 委任状(第2号様式) ☐ 許可証等(写) | | | |
| ☐ 印刷設備状況一覧表(第6号様式、「印刷製本類」希望者は必須) | | | |
| ☐ 誓約書(第7号様式) ☐ 役員に関する調書(第8号様式) | | | |
| ☐ 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索、表示した画面のコピー | | | |

県北、県中、県南を希望する場合の記入例

審査担当者

第1号様式の2

※直近の営業年度で取扱高がない種目では登録できません。

営業種目（主な取扱品目を記入し、品目番号の末尾が9の場合は、各下段に具体的な品名を2つまで記入してください。
左詰めで記入してください。）

第1位	品目番号	3 7 0 1	3 7 0 9		←「3701」=家具 「3709」=その他の家具・木工具・室内 装飾品類
3 7					
↑					
「37」=家具・木 工具・室内装飾 品類					
	末尾9の品名	舞台装置			
		品目番号「3709」(=末尾9)を選択 したので具体的な品名を記入			
第2位	品目番号	6 0 4	6 0 9		←「604」=車いす 「609」=その他の医療・福祉機器類
6					
↑					
「6」=医療・福 祉機器類					
	末尾9の品名	介護用ベッド			
		品目番号「609」(=末尾9)を 選択したので具体的な品名 を記入			
		人工呼吸器			
第3位	品目番号	7 0 1	7 0 2	7 0 3	←「701」=医療用薬品 「702」=家庭薬 「703」=試験紙・試薬
7		7 0 4			
↑					
「7」=医薬品・ 衛生材料類					
	末尾9の品名	末尾9の品名として記入できるのは、物品の み(修繕の場合を除く) ※ 電気供給事業、計算・調査・検査業務等 の役務業務については、登録を行っており			

※役務や委託業務について
は、物品購入(修繕)有資格
者名簿への登録は不要です。
役務、委託業務が記載され
ていた場合は削除します。

「物品購入(修繕)に該当しな
い業種」の例は、以下のとおり
です。

広告代理、ビデオ製作、ソフト
ウェア・システム開発、航空写
真撮影、計算・調査・検査業
務、リース業、人材派遣業務、
電気供給業務、給食委託業
務、不要PC等の中古物品買
い取り業務

主な取扱品目のメーカー（上
記営業種目で「3」、「6」、「7」、「9」、「10」、「15」、「24」、「26」を選択した場合にのみ5つまで記入してください。その
際、株式会社、(株)等法人の種類を表す文字、略号は記入不要です。
記入がない場合は該当なしとみなします。）

- ・ 福島ベッド ←法人の種類を表す文字、略号[(株)、
(有)等]は不要
- ・ 杉妻酸素
- ・
- ・
- ・

営業種目「3」=コンピュータ類
営業種目「6」=医療・福祉機器類
営業種目「7」=医薬品・衛生材料類
営業種目「9」=理化学機器類
営業種目「10」=電気・通信機器類
営業種目「15」=工作機器類
営業種目「24」=楽器・音楽用品類
営業種目「26」=運動用品類

第1号様式の3

製造・販売(修繕)の営業種目別年間取扱高

(右詰めで記入してください。なお、財務諸表等添付資料の会計処理に合わせて、税抜又は税込で記載してください。)

直前1年度分決算

単位千円(千円未満切捨)

決算期別

4年 4月 から 5年 3月 まで

営業種目第1位
営業種目第2位
営業種目第3位

					2	2	9	6	8
						9	8	2	8
					5	0	6	4	

・営業種目「37」家具・木工
具・室内装飾類品類の販売
(修繕)高

・営業種目「6」医療・福祉機
器類の販売(修繕)高

・営業種目「7」医薬品・衛生材
料類の販売(修繕)高

その他の取扱高
合計

					1	3	5	0	
					3	9	2	1	0

・営業種目第1位～3位
以外の取扱高を漏れなく
記載すること。

○合計は必ず損益計算書の「売上高」と一致すること。
○営業種目第1位～3位、その他の取扱高の合計であることを確認すること。

県北地区に本社・営業所等がある場合の記入例

県内本社・営業所等 (県内に本社・営業所等がある場合該当する地域に「レ」を記入してください。)

県北 ☒ 県中 ☐ 県南 ☐ 会津 ☐ 南会津 ☐ 相双 ☐ いわき ☐

※本社が県外事業者、代理人も県外の支店・営業所等に指定している場合で、県内に営業所等がある場合、営業所等の所在地を記載してください。

所在地 福島市杉妻待2-16

電話番号 024-521-7563

代表者役職名 福島営業所所長 代表者氏名 福島 二郎

本社及び代理人を指定している営業所等が県外であり、福島県内にも営業所等を有する場合に記入すること。

確認事項 次の質問にお答えください。(該当する方に「レ」を記入してください。)(対象期間:申請日より過去3年間)

- 過去に、独占禁止法に違反し、排除措置命令(又は勧告)を受けたことがありますか。あ ☐ る ☐ な ☒ い ☒
- 贈賄、競売入札妨害又は談合のいずれかの容疑により、申請者本人、法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことがありますか。あ ☐ る ☐ な ☒ い ☒
- 代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたことがありますか。あ ☐ る ☐ な ☒ い ☒

いずれかを選択してください

企業規模 次の質問にお答えください。

【資本金の額又は出資の総額】又は「常時使用する従業員の数」のいずれかに該当する場合には、口に「レ」を記入してください。【対象期間:申請日現在】

※いずれにも該当しない場合はチェック不要です

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業	3億円以下	21人以上300人以下
		20人以下
②卸売業	1億円以下	6人以上100人以下
		5人以下
③小売業	5,000万円以下	6人以上50人以下
		5人以下
④サービス業(修繕業)	5,000万円以下	6人以上100人以下
		5人以下

レ
☐
☐
☐
☐
☐
☐

該当する
場合に
チェックを
入れてく
ださい。

※第1号様式の1で選択した業種についてのみ記入してください。

※第1号様式の1で「2:販売業」を選択した場合は、「②卸売業」・「③小売業」のいずれかを選択のうえ、選択した業種についてのみ記入してください。